

貨物集配中の駐車規制 が見直されました

運送事業者の皆様からの要望や物流の必要性に対する配慮などから市街地等で貨物集配中に係る駐車規制が見直されることとなりました。

指定区間は、佐賀市中心部の

○唐人町地域の一部区間

○城内地域の一部区間

○白山地域の一部区間

○中央本町地域の一部区間

○松原地域の一部区間

となっています。

駐車時間は、あくまで集配時間中に限られますのでご注意ください。

詳細な場所などについては、次ページ以降をご確認ください。

「貨物集配中の貨物車」に係る駐車規制

佐賀県警察

1 運用開始日時

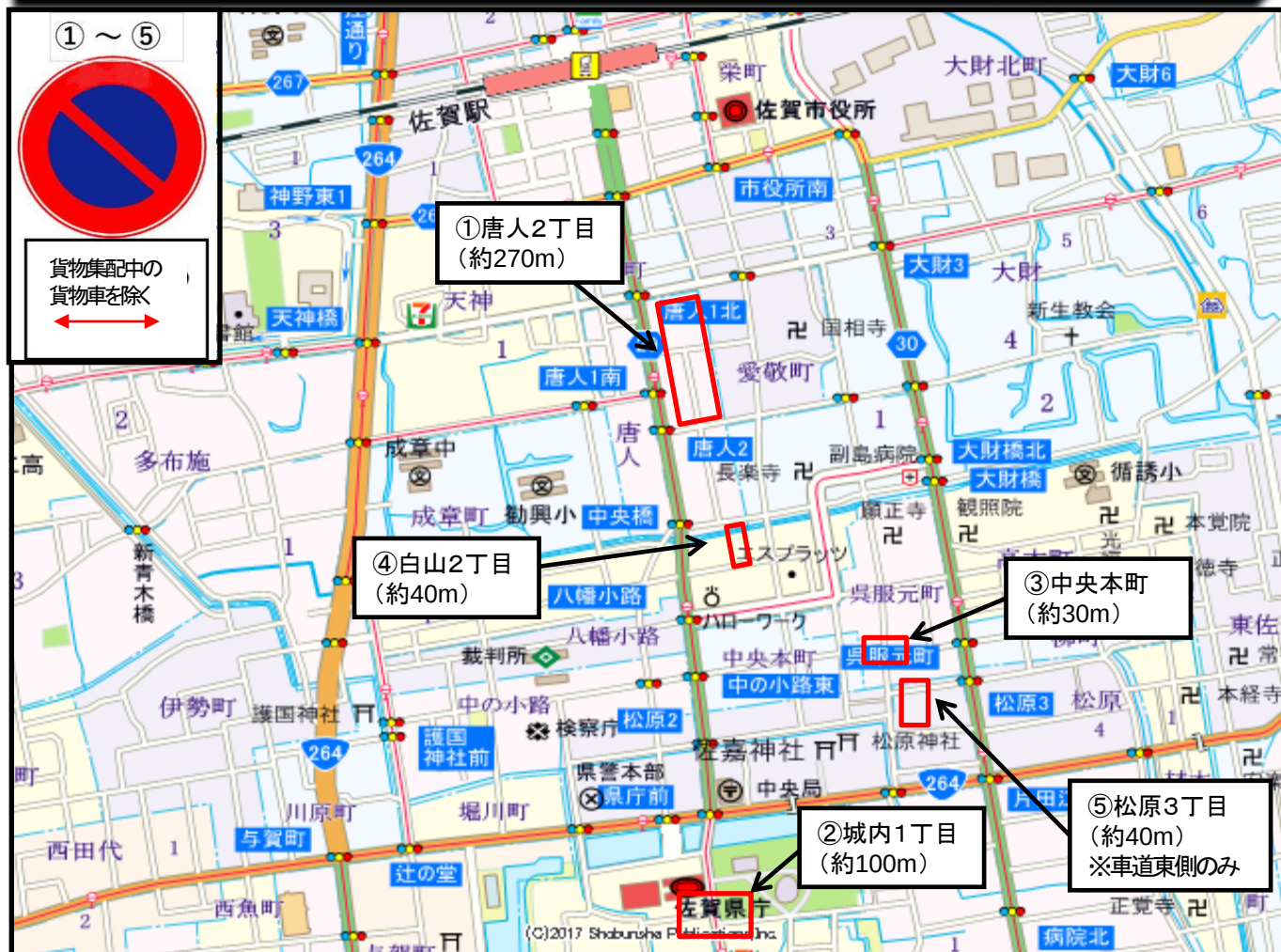
令和2年1月8日(水曜日) ~

2 駐車見直し場所

佐賀市内の中心市街地において、「貨物集配中の貨物車」に係る駐車規制を以下の5路線見直しました。駐車禁止区間に「貨物集配中の貨物車を除く」の交通規制を実施しています。

No	路線名	場所	規制内容	延長	管轄警察署
①	県道	佐賀市唐人2丁目(商店密集地)	貨物集配中の貨物車を除く	270m	佐賀南警察署
②	市道	佐賀市城内1丁目(県庁通り)	同上	100m	同上
③	市道	佐賀市中央本町(アーケード入口)	同上	30m	同上
④	市道	佐賀市白山2丁目(アーケード入口)	同上	40m	同上
⑤	市道	佐賀市松原3丁目(アーケード入口)	同上	40m	同上

3 見直し場所位置図



4 現場写真

① 唐人2丁目



① 唐人2丁目



① 唐人2丁目



② 城内1丁目



② 城内1丁目



③ 中央本町



④ 白山2丁目



⑤ 松原3丁目

